

## 新規就農者チャレンジ事業（国庫）

【目 的】	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者（65歳未満）に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援する。
【対 象 者】	就農時 64 歳以下の認定新規就農者（経営開始後 5 年以内）
【補助対象】	自らの経営において使用するために行う、以下の取組に要する経費 ①農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む） ②農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去 ③家畜の導入 ④果樹・茶の新植・改植 など
【要 件】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立・自営就農時の年齢が 65 歳未満であること</li> <li>・営農地が属する地域計画が、以下の①若しくは②の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域計画の目標集積率が 6 割以上 （都府県の中山間地域は 5 割以上）</li> <li>②目標集積率が現状集積率より 10 ポイント以上増加すること</li> </ul> </li> <li>・対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること</li> <li>・導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと</li> <li>・経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）</li> <li>・以下のいずれか 1 つの成果目標を選択すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営面積の 3 割以上の拡大</li> <li>②付加価値額 1 割以上の拡大 （付加価値額= 収入総額-費用総額+ 人件費）</li> <li>③労働生産性 3%以上の向上 （労働生産性= 付加価値額÷総労働時間（又は労働人数））</li> </ul> </li> </ul> <p>※経営開始資金の受給中は申請不可（受給終了後は活用可）          ※過去に経営発展支援事業を活用している場合、経営発展支援事業の成果目標（青年等就農計画の目標）を達成している、又は、達成可能と見込まれる場合は、活用可能</p>
【補助割合】	補助率 3/10 以内 補助上限 個人：1,500 万円以内、法人：3,000 万円以内（国費）

※本事業は国庫事業ですので、国の予算の都合により不採択になる可能性があります。また、目標達成まで毎年報告が求められるとともに、10 年間は会計検査院の検査対象になります。